申込みにあたって

○申込みに必要な書類

- 1. 借入申込書
- 2. 印鑑証明書 申込人(法人・個人)及び保証人等 1通(保証付の場合2通)
- 3. 住 民 票 申込人(個人)

1通(保証付の場合2通)

4. 商業登記簿謄本 申记

申込人(法人)及び保証人等 1 通(保証付の場合2 通)

- 5. 決算書・確定申告書 写し1通(保証付の場合2通)
- 6. 試 算 表 写し1通(保証付の場合2通)
- 7. 営業許可書等 写し1通(保証付の場合2通)[許認可・登録届出を要する業種のみ]
- 8. 設備の見積書 写し1通(保証付の場合2通)[設備資金借入の場合]
- ※ 資金によっては、別に必要な書類を定めています。
- ※ 2,3,4,5,7 については、新規申込及び変更時に必要です。ただし、金融機関によっては申込の都 度必要となる場合がありますので、金融機関にご確認ください。
- ※ 保証付とは、信用保証協会の保証付で融資を申し込むことです。この場合、別に信用保証委託申 込書等が必要となります。
- ※ 2.3.4 について、信用保証協会に提出する場合は写しでも可。

○融資制度利用のポイント

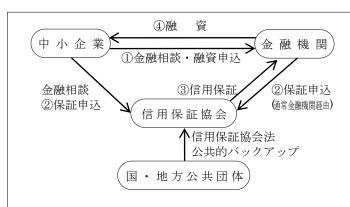
- 1. 経営の実態をよく知っておくこと
 - 経営者が自分の事業の実態をよく知っていないようでは金融機関の信用は、得られません。
- 2. 金融機関と緊密に取引すること

金融機関と常時取引き関係をもつことは経営上便利なばかりでなく, それが信用の基となり, 借入を行う場合に円滑にいくことが多いようです。

3. 資料を整えておくこと

金融機関に事業の財務内容,返済能力,資金の使途を具体的に数字で説明できるよう経理の資料を整理しておきましょう。

申込みから融資まで



○信用保証協会とは

中小企業が、金融機関から事業上 の資金を借り入れる場合、中小企業 者の保証人となってその借入を容易 にし、事業の健全な発展を助成する 公共的機関です。

お問い合わせ先

【融資制度に関すること】

吳市産業部商工振興課(呉市役所 5 階) TEL 25-3815

【信用保証に関すること】 広島県信用保証協会呉支所 TEL 21-9281 【中小企業の金融相談について】 呉商工会議所中小企業相談部 TEL 21-0151

【申込先について】 各取扱金融機関

令和6年度

呉市中小企業融資のご案内

申込みが出来る方

融資申し込みには次の資格要件が必要です。

- 1. 呉市において1年以上引続き同一事業を営んでいること。(創業支援資金を除く)
- 2. 市民税の課税対象者で、かつ滞納していないこと。
- 3. 広島県信用保証協会の保証対象事業を営む中小企業者であること。
- 4. 許認可等を必要とする業種は、その許認可等を取得していること。
- 5. 暴力団,暴力団員,暴力団準構成員,暴力団関係企業等に該当しないこと。 ただし,不渡処分によって金融機関と取引停止中の者,協会から代位弁済を受け, 現に求償債務のある者及びその連帯保証人は、申込みができません。

中小企業者とは

○中小企業者の定義

1. 製造業,建設業,運輸業等 資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下

2. 卸 売 業

資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下

3. 小売業 (飲食店を含む)

資本金 5,000 万円以下又は従業員 50 人以下

4. サービス業

資本金 5,000 万円以下又は従業員 100 人以下

5. 医療法人等

従業員300人以下

特例)

- ・ゴム製品製造業(自動車又は航空機用 タイヤ及びチューブ製造業並びに工業 用ベルト製造業を除く)
- 資本金 3 億円以下又は従業員 900 人以下
- ・ソフトウェア業,情報処理サービス業 資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下
- ・旅 館 業 資本金 5,000 万円以下又は従業員 200 人以下
- ・旅 行 業 資本金3億円以下又は従業員300人以下
- ○小規模事業者の定義

従業員20人(商業,サービス業5人(宿泊業・娯楽業・旅行業は20人))以下

対象となる業種

製造業、鉱業、土石採取業、木材伐出業、建設業、物品販売業(卸売業、小売業、飲食店)、不動産業、運送業、貨物運送取扱事業、倉庫業、電気・ガス・熱供給・水道業、印刷業、出版業、金融業・保険業、サービス業(物品賃業、宿泊業、洗濯・理美容・浴場業)、その他の生活関連サービス業、旅行業、映画・娯楽業、広告業、放送業、情報通信サービス業、運輸サービス業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、専門サービス業、技術サービス業、医療・福祉、廃棄物処理業、教育・学習支援業、その他のサービス業、郵便業、通信業

〈非対象業種等〉

農業,林業,漁業,金融・保険業(一部の金融業,保険業を除く),風俗営業,政治・経済・文化団体,学校法人,宗教法人,非営利団体(NP0法人を除く)等

呉 市 役 所

産業の部の工振の興の課

呉市中央4丁目1番6号(呉市役所5階)

電 話 25-3815

令和6年度 呉市中小企業融資制度の概要

◆呉市中小企業融資制度一覧

					融資の条件								
		融資制度名	こんなときにご利用ください	利用できる方	使 途	限度額	期間	返済方法 (据置期間)	年利 (%/年)	信用保証	保証料(%)	保証人及び担保	申込先
小口資金	① 小	規模事業資金	小規模事業者が小口資金をより有利な 条件で必要なとき	小規模事業者 従業員20人(商業・サービス業5人 (宿泊業・娯楽業・旅行業は20人))以下	運転・設備	2, 000万円	10年以内	月 賦 (6か月以内)	1.2 以下	信用保証付	料率B	協会所定の方法 無担保	広島, もみじ, 呉信 伊予, 中国, 山口, 広信 市信用, 県信, 商工中金 信用保証協会
<u>—</u>		長期	長期の運転資金が必要なとき	中小企業者又は組合	運 転 (借換含む) 音金で,金融機関・	5, 000万円	10467	月 賦 半年賦	1.7	以下 1.6 以下	料率A		
的				※借換は、過去に貸し出した市融資制度資 信用保証協会が認めた場合に限ります。				(1年以内)	以下				
般的な資金	② 経	短 期	1年以内の短期資金が必要なとき	中小企業者又は組合	- 運 転 運転・設備	2, 000万円	1年以内	月 賦 半年賦 一時払	1.6 以下				
	営安定資金	連鎖倒産防止	取引先の倒産により運転資金が必要な とき	中小企業者		1, 000万円	10年以内	月 賦 半年賦 (1年以内)			料率B	金融機関所定の方法必要に応じて担保を要す	広島,もみじ,呉信 伊予,中国,山口,広信 市信用,県信,商工中金
経営安定	金	災害復旧	災害等により受けた被害の復旧資金が 必要なとき	中小企業者又は組合		1, 000万円		月 賦 半年賦 (2年以内)	1.0 以下	原則として 信用保証付			
		景気対策特別	業況悪化しているために運転資金が必 要なとき	中小企業者	運転	2, 000万円		月 賦 半年賦 (1年以内)					
設備資金	③ 設(備近代化資金	設備の近代化等のために設備資金が必 要なとき(車等の購入も対象)	中小企業者又は組合	設備	5, 000万円	15年以内	月 賦 半年賦 (2年以内)	1.7 以下		料率A		広島, もみじ, 呉信 伊予, 中国, 山口, 広信 市信用, 商工中金
独立開	④ 創業支援資金		独立開業の資金が必要なとき	創業者又は創業後5年 未満の中小企業者	運転・設備	3, 500万円		月賦以下	1.0 以下	信用保証付	0. 7	協会所定の方法	
開業		<u> 日末又汲貝亚</u>	呉市インキュベーション施設入居者が 独立開業の資金を必要なとき	創業者又は創業後5年未満 の中小企業者かつ呉市イン キュベーション施設入居者	生形 以佣	3, 30071		(1年以内)	0.9 以下	信用休証刊	0. 7	無担保	広島, もみじ, 呉信 伊予, 中国, 山口, 広信 市信用, 県信, 商工中金
	5 to	のづくり技術伝承資金	ものづくり技術の伝承や高度化のため に資金が必要なとき	中小企業者又は組合	運転・設備	2, 000万円		月 賦 半年賦 (1年以内)	1.15 以下	必要に応じて 信用保証を要す 原則として	料率B		
		場環境改善資金	福利厚生、労働環境改善、ワークライ フバランス推進等のため資金が必要な		運 転 (ワークライフバランスのみ)	1, 000万円		月 賦 (2年以内)					広島, もみじ, 呉信 伊予, 中国, 山口, 広信
	O HENT	场块块以台貝亚	とき		設 備	5, 000万円	10年以内		1.2			金融機関	市信用,商工中金
産業支援	⑦ 公	害防止資金	公害防止のための設備資金や運転資金 が必要なとき		公害防止の 運転・設備	1, 000万円		月 賦 半年賦 (1年以内)	以下			所定の方法 必要に応じて 担保を要す	広島, もみじ, 呉信 伊予, 中国, 山口, 広信 市信用
		害防止資金 スベスト対策)	アスベスト対策の資金が必要なとき		公害防止の 運転・設備	2, 000万円		月 賦 半年賦 (2年以内)	1.15 以下				
	② 苺!	店街等振興資金	商店街の事業者や新規事業者が資金を		運転	1, 000万円		月 賦 半年賦	1.2 以下				
		山村可以光克亚	必要なとき		設 備	3, 000万円		(1年以内)					一方良 えのい 口停
借換支援	9 借	換支援資金	既往借入金の借換えのための資金及び 新たに運転資金が必要なとき	市融資制度の借入金残高があり,経営環境によって経営の 悪化を来しているが,その業 況が回復する見込みがある中 小企業者	既往保証付き借 入金の返済資金 及び返済資金以 外の運転資金	5,000万円 (返済資金以外の運転 資金は,1,000万円を限 度額)		月 賦 (1年以內)	1.0 以下	信用保証付		金融機関又は 協会所定の方法	「広島, もみじ, 呉信 伊予, 中国, 山口, 広信 市信用, 県信, 商工中金

◆信用保証料率

12.07.02.77											
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
信用保証協会の所定料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1. 15	1.00	0.80	0.60	0.45		
料率A(本市が保証料を一部負担)	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.72	0.54	0.41		
料率B(本市が保証料を一部負担)	1.31	1. 20	1.06	0.92	0.78	0.68	0.54	0.52	0.38		

注1) 信用保証料率は令和6年4月1日現在のものであり、その後の信用保証料の改定等により変更することがあります。

◆取扱金融機関

広島:広島銀行, もみじ:もみじ銀行, 呉信:呉信用金庫, 伊予:伊予銀行, 中国:中国銀行, 山口:山口銀行, 広信:広島信用金庫, 市信用:広島市信用組合, 県信:広島県信用組合, 商工中金:商工組合中央金庫広島支店

注2) ①から⑨の区分は、融資申込者の経営状況等により、広島県信用保証協会が決定します。

注3) 現在,金融機関と取引のない方は,信用保証協会に申し込みを行い,金融機関へのあっ旋を受けることができます。

注4) 創業支援資金の保証料率については、信用保証協会の所定料率になる場合があります。